第46回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議録(令和3年10月20日18時30分)

西庁舎6階 災害対策本部室

○ (副本部長 (くらし安全防災局長))

それではただいまから第 46 回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を開催いた します。まず初めに、本部長であります黒岩知事からご挨拶をお願いいたします。

○ (本部長 (知事))

本県では、緊急事態宣言解除後の10月1日から24日までをリバウンド防止措置期間としまして、飲食店に対する時短要請などについて、段階的な緩和を行ってまいりました。

この間、県民・事業者の皆さんのご協力によりまして、10 月 10 日には本県の感染状況が、すべての指標でステージ Π の水準となりました。段階的な緩和に伴って、10 月以降、日中・夜間の人流は増加しておりますけれども、感染再拡大の兆候は見られず、現在も落ち着いております。国の基本的対処方針では、段階的な措置、緩和措置はステージ Π 相当になるまで続けるとされていることも踏まえ、本日は 10 月 25 日以降の本県の対応について協議したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○(副本部長(くらし安全防災局長))

はい、ありがとうございました。本日の議題は、10月25日以降の本県の対応についてでございます。

まず、いつものとおりでございますが、昨日までの最新のデータを反映した本県の感染状況 について、健康医療局長からご説明お願いいたします。

○ (健康医療局長)

はい、健康医療局です。10月19日までのデータを反映させました。感染状況でありますけれども、前回の9月28日の対策本部会議ではまだ、病床全体や重症病床、療養者数などがステージIIIという状態でしたけれども、今回、病床全体も7.6%、152床、重症者用の病床も6.67%、14床ということで随分と下がりました。落ち着いてきたという状況であります。次のページをお願いします。

感染者数でありますけれども、ここのところ、二桁の状況が続いております。本日は 16 人ということで、昨日の 10 人というのは去年の七夕以来ということで、久々の状況であります。次をお願いします。人口 10 万人当たりの新規感染者は 2.6 ということで 200 に近かったことを考えると随分下がってまいりました。療養者数についても同様でございます。10 万人当たりで3.68。こういう数字であります。次をお願いします。

病床利用率も急角度で、全体の病床も重症者用の病床も下がってきて、20%を切るという状況になっております。次をお願いします。入院者数、重症者、それから中等症、軽症これも両方とも第3波が収束して、宣言が解除されたときよりも数自体も下回っていると、こういう状況になっております。クラスターも随分と収束をしてまいりました。次をお願いします。

これらの状況を踏まえまして、病床全体が今、フェーズ2ということでございますけれども、

今、実際に埋まっている病床が昨日の時点で全体で 152 床、重症者用病床が 14 床ということも考えますと、フェーズ1に落としたとしても十分耐え得るのではないかというふうに健康医療局としては考えております。医療機関のご意見をお伺いしても、アンケート上、概ね皆さんも1でいいのではないかというご意見もございますので、本部会議でご議論をいただきまして、本部長のご了解をいただけましたら、来週また医療関係者にご説明の上、フェーズ下げを決定したいと健康医療局では考えております。私からの説明は以上でございます。

○ (副本部長 (くらし安全防災局長))

本県の感染状況、皆様ご案内のとおりでございます。ただいま健康医療局長の方から、入院者数、重症病床数が現状かなり減ってきたということで、本部会議として、フェーズ1にさらに下げるということについて提案がありました。これも含めて何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは本部長に確認をさせていただきます。ただいま健康医療局の方から提案がありました、病床確保フェーズを1に落とすことについて、よろしいでしょうか。

○ (本部長 (知事))

はい、了解しました。

○ (副本部長 (くらし安全防災局長))

ありがとうございました。それでは感染状況の落ち着き、またそれに伴うフェーズ1への引き下げについて確認をさせていただきました。

次に進ませていただきたいと存じます。改めてここで国の基本的対処方針を確認したいと存じます。これは膨大な対処方針から抜粋をして、一部加工したものでございます。これまで、8)ということで緊急事態措置区域から除外された都道府県として、本県はリバウンド防止措置期間を対応してまいりました。冒頭、本部長からもありましたとおり、①に記載のとおり、緊急事態措置区域から除外された都道府県は、対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージII相当以下に下がるまで続けることを基本として、住民や事業者に以下の取組を行うものとするということでこの後、略になっておりますが、時短ですとかそういうことの記載がございました。ただ今、健康医療局の方からご報告がありましたとおり、本県はステージIIに、もう安定的に入っているということでございますので、位置図からしますと、段階的緩和というのはもう終了だということになります。

そうしますと、10) 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組、いわゆるその他都道府県の取組というところに、本県の立ち位置が変わるということになります。そこでは何を書いているかということでございますが、①に、「都道府県は、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。」、少し飛びまして、外出の自粛について何と書いてあるか、・の1つ目の2行目の後ろから、「基本的な感染対策の徹底等、感染拡大を防止する「新しい生活様式」の定着が図られるよう」少し飛びますが、その・の最後の2行です、「感染リスクが高まる「5つの場面」等について住民や事業者に周知を行うこと。」、次の・ですが、「帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控える等注意を促すこと。」、次の・ですが、「業種別ガイドライン等を遵守している施設等の利用を促すこと」などが記載されております。次に、イベントの開催につきましても、新

しい生活様式や業種別ガイドライン等に基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、次のページにいきまして、1行目後段です。「必要な規模要件(人数上限や収容率)の目安を示すこと」となってございます。飛びまして、職場への出勤等についてですが、・の1つ目、「事業者に対して、テレワーク・時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけること。」、次の・ですが、「事業者に対して、職場における、感染防止のための取組」4行ほど飛んでいただきまして、「や「三つの密」や感染リスクが高まる「5つの場面」等を避ける行動を徹底するよう、実践例も活用しながら促すこと」となってございます。さらに3ページに行きまして、施設の使用制限、これまで時短等が書かれていた部分ですが、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、施設管理者等に対して必要な協力を依頼すること。ということで、総じて働きかけ、周知をするといったような、法によらない、活動を行ってほしいということが読み取れるところでございます。

また、③というところをご覧いただきたいのですが、「都道府県は、感染拡大の傾向が見られる場合には、」3行目まで飛びます、「迅速かつ適切に法第24条第9項に基づく措置等を講じるものとする。」、従って感染拡大の傾向が見られない場合には、そういう措置はいらないよという裏返しになります。この場合において、認証店は21時まで、認証店以外は20時までを基本とすると今までステージⅢ相当で本県がやってきた対応が書かれているところであります。

このように、本県、先ほど説明がありました安定的なステージⅡの状況のもとでは、それぞれの対象に対して、お願い、働きかけ、その基本のコンテンツは、基本的な感染防止をしっかりお願いしますということが読み取れるところでございます。以上を踏まえた上で、次のパワーポイントの資料をご覧ください。

リバウンド防止措置期間後における県の取組について、1ページをご覧ください。本県としましては、一番上の表頭にありますとおり、10月25日から11月30日までを基本的対策徹底期間と位置付けたいと考えています。これにつきましては、1都3県の共同の取組ということで、調整をしているものでございます。そこで、県民向け、飲食店、大規模集客施設、イベント、それぞれに記載がございますが、これについては2ページ以降で改めてご説明します。また、12月以降どうするのかということにつきましては、その時の感染状況に応じて、11月の下旬ぐらいが想定されますが、1都3県と連携しながら検討していくという考えでございます。

2ページをご覧ください。県民の皆様に対して、10月25日以降は法によらない働きかけを 行ってまいります。内容は4つであります。

○1つ目は、M・A・S・Kなどの基本的感染防止対策、これを徹底してください。また、在宅勤務や時差出勤を行ってください。マスク飲食実施店など、感染防止対策が図られた店舗を選んで利用してください。

○4つ目が、人混みは危険だという意識を持って、混雑を避けて、感染リスクが高まる「5つの場面」、※で下にございますが、この「5つの場面」を回避する。特に、会食の際は、大人数は避け、短時間とすると基本的対処方針に倣ったお願いをしてまいります。その際に一つの目安として、1組(テーブル)4人以内または同居家族、さらには短時間ということもございますので2時間、こういったものを目安に外食をしてくださいという働きかけ、お願いをしてまいります。

次に、飲食店や大規模集客施設に対しては3ページでございます。まず、飲食店等に対しては、10月25日以降、時短要請、酒類の提供停止等は一切行いません。法によらない働きかけ

としまして、マスク飲食実施店の認証制度については、まだ申請されていないところはぜひ申請をしてください。こういった取組を継続します。その心は、今後感染が拡大した際には、マスク飲食認証店とそうでないお店で差をつけることも考えられるからということでございます。また、県民の皆様にお願いしているその裏返しで、飲食店側も1組(テーブル)4人以内または同居家族、2時間を目安にお客様を受け入れてくださいというお願い、その他、感染防止対策の徹底、ガイドラインの遵守、こういったものをお願いしていきます。大規模集客施設については、入場整理といったような、デパートなどで想定される入場整理、こういった感染防止対策を徹底いただくほか、業種別のガイドラインを守ってくださいという働きかけを行います。

4ページをご覧ください。イベントについてです。イベントにつきましては、前回の本部会議で、経過期間はぴったり1ヶ月ということでございますので、左の箱の上のとおり、これは10月31日まではこれまでどおりでございます。ただし、○が4つございますが、○3つ目と○4つ目、※のこの2つは、10月24日までの措置とします。その心は、飲食店に対する時短要請、酒類の提供、これが24日で解除されますので、これまで、それと併せてお願いした部分については、24日までの措置といたします。その後1週間は、国の1ヶ月という方針に従って上限人数1万人という中でイベントを行っていただきますが、右側、11月1日以降は、1万人上限という蓋が外れまして、5000人または収容定員50%以内のいずれか大きい方ということになります。ガイドラインの遵守、それから入場者の感染防止のための整理誘導、これも働きかけてまいります。なお、前回の本部会議で、その下の箱に横に書いてございますが、年末年始、来年1月末までの大規模イベントで、事前に、いわゆる前売りをする場合には、上限1万人とすることを働きかけてまいります。1000人以上のイベントの場合には、2週間前までに必ず県に事前相談が来ますので、追加販売どうしたらいいでしょうかという相談があった場合には、その感染状況、その時の感染状況に応じて、事前相談の中でしっかり対応してまいります。

その他5ページですが、飲食店や大規模集客施設以外の事業者全般に対しては、記載の○3 つ、こういったものを働きかけてまいります。また、県機関における対応として、県民利用施設については、基本的な感染防止対策を徹底した上で運営していくというこれまで原則休館という考えを変更したいと考えています。また、県立学校、特別支援学校については、記載のとおりでございます。後程、詳細に説明いただきたいと存じます。以上が、社会的要請に関わる部分ですが、端的に申せば、国の基本的対処方針に従って、基本的な感染防止対策の徹底をあらゆる場面で働きかけていく、これまで法に則ってきた時短、酒類の提供については 24 日で解除する、これが大きなコンテンツでございます。

6ページをご覧ください。社会経済活動の促進に向けた取組ということで、県におきまして も、経済のエンジンを回すということについて徐々にスタートアップしていきたいということ で、産業労働局から三つの資料、それから国際文化観光局から一つの資料が出ておりますので、 恐縮ですが、局長から続けてご説明いただければと存じます。お願いいたします。

○ (産業労働局長)

産業労働局でございます。まずこの資料を説明する前に、今のくらし安全防災局長のご説明に一言補足させていただきたいことがございます。飲食店等に対する要請でございますが、10月24日までは、営業時間の短縮等、法に基づく要請を行ってまいりましたので、10月24日ま

での期間、協力金の第 15 弾ということで、協力金をお支払いしたいと思っております。また、 10 月 25 日以降につきましては、法によらない働きかけということでございますので、10 月 25 日以降につきましては、協力金が支給されないということになりますので、恐れ入りますが、 念のため申し上げておきます。

それでは資料に基づきまして、産業労働局、消費喚起需要創出の施策を開始または一部再開 してまいりますので、順に説明いたします。

まず1点目が、キャッシュレス・消費喚起事業でございます。概要欄でございますが、この事業は専用アプリの「かながわ Pay」を通じてQRコード決済サービスで代金を払った際に、決済額の 20%に相当するポイントを消費者に還元する事業でございます。ポイントの付与上限は、一人当たり 10,000 ポイント、10,000 円相当になります。また、この事業は消費喚起のみならず、QRコード決済というこのキャッシュレス決済を普及させるという目的もございますので、感染防止対策に資する事業でもあるというふうに考えてございます。このため、リバウンド防止措置、期間終了後の 10 月 25 日から事業を開始したいと思っております。具体的にはポイントを付与するということを、やってまいりたいと思っております。

資料の一つ飛びまして、利用可能店舗というところでございます。県内の約 11,000 店舗でポイントが付与されるような仕組みでございます。下のスケジュールのところをご覧ください。ポイントの付与期間は 10 月 25 日から 1 月末まででございます。また、付与しましたポイントをご利用いただける期間は 2 月末まででございます。またスケジュールという字の右側に※がございますが、感染拡大期には、事業をストップさせる必要もございます。その際には県の指示により、2 日間程度で事業をストップさせるということが可能でございます。

次に、商店街等プレミアム商品券支援事業でございます。こちらにつきましては、商店街団体等の活性化と地域の消費喚起ということが目的でございまして、商店街団体等が実施しますプレミアム商品券の発行事業を県が支援するものでございます。県の補助の上限でございますが、1商店街当たり200万円。また、複数の商店街が連携して実施する場合は、最大500万円まで補助するものでございます。また、この事業に参加する商店街の各店舗でございますが、「感染防止対策取組書」を掲示しております。また、飲食店等については、マスク飲食実施店の認証を受けることを要件といたしますので、しっかりと感染防止対策を徹底した上で実施していく事業でございます。この事業につきましても、10月25日から商店街団体等からの申し込み、受付を開始いたします。スケジュールのところをご覧ください。募集は10月25日から商店街団体等にお願いしまして、プレミアム商品券の発行事業の実施期間は、年明けの2月21日までを予定しております。またこの資料の一番下に小さい*がついておりますが、感染状況によりまして、県から商店街団体等に対して、プレミアム商品券の販売・使用等の中止を指示する場合があるとしております。

続きまして、Go To Eat 食事券事業の一部再開でございます。この Go To Eat 食事券事業でございますが、国、これは農林水産省の事業でございまして、県内では、東武トップツアーズが、農水省の受託事業者として事業を実施しております。この受託事業者は、県の意見を聞きつつ、事業を進めるという仕組みになっております。経緯のところをご覧ください。昨年の11月6日に、食事券の販売を開始しております。そうしたところ、11月25日、感染が拡大してまいりましたので、商品券の販売を一時中断して、今に至っております。従いまして、6日から25日まで19日間、食事券を販売しておりました。また、今年の1月8日でございますが、

この日から緊急事態宣言が発せられておりますので、店内飲食での利用を控えるように呼びかけておりまして、ただし、テイクアウト、デリバリーの利用は可と、こういう状態が現在まで続いておりました。販売・利用状況の表をご覧ください。一番左側、販売予定、これは県に割り当てられた販売の枠でございますが、当初250億円予定がございました。そのうち販売済み、これは昨年の11月の19日間で、その半分の125億円を販売しております。そして、販売済(B)のうちの利用済(C)は115億円でございまして、未利用が10億円となっております。また、未販売、これは250億円の枠から、販売済みの125億円を引いた、残りの125億円、これが商品券の未販売という状態になっております。今回は、その下のところでございますが、販売済み食事券の利用自粛の解除を行います。10月25日から、店内飲食での利用自粛を解除するということでございまして、未利用の10億円が対象となりまして、店内飲食での利用ができるようにしていきたいと考えてございます。また、一番下の※でございます。食事券の販売再開、これは未販売の125億円についてでございますが、これについては感染状況や国の他のGoTo事業の再開状況などを踏まえて、慎重に再開時期を検討してまいりたいと考えております。産業労働局は以上でございます。

○ (国際文化観光局長)

では国際文化観光局から、かながわ民割の件につきましてご報告いたします。資料の方、かながわ県民割の再開となっていますが、正確に申しますと、再開に向けて準備を始めますといった内容になります。

概要でございます。新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けた観光事業者を支援するとともに、地元神奈川県の魅力を再発見する契機とするため、県民限定で県内旅行の費用を支援するといった事業でございました。

経過としましては、令和2年、昨年の10月1日に予約の受け付けを開始しまして、10月の8日から本年2月28日までは適用期間としていたものでございますが、感染拡大を受けまして、昨年11月30日以降は新規の販売を停止、12月28日以降は、その日以降の日程を含む旅行の、すでに予約されている部分についても、割引の適用は停止するといった措置を講じまして、以来、今に至っている状況でございます。

予算額及び執行状況でございますが、表の一番右端を見ていただきまして、繰越額 14 億 6000 万円が、現在、使えるものとしてあるという状況でございます。この割引需要喚起策に使えます費用を、適切な時期に、速やかに事業として実施できるように、今後の対応でございますけれども、リバウンド防止措置期間終了後の 10 月 25 日から、参加事業者の募集を開始したいと考えております。

参加事業者といいますのは、いわゆる宿泊事業者ですとか、旅行事業者など県民割を活用する商品を造成し、販売する事業者さん達ということでございまして、事業者さんを募集しまして、分野別、業者別の原資の配分を定めて、始められるような準備を進めるよといったことでございます。

今後の対応の・2つ目でございますけれども、条件としましては、先ほど来説明がございますとおり、慎重な動き方が必要になってまいりますので、業界ガイドラインの遵守や、感染防止対策取組書の提示、マスク飲食実施店の認証などを要件とすることと考えております。

※印でございますけれども、その他の再開時期ですとか、割引条件につきましては、別途検

討しまして、改めてお知らせをいたしたいと思っております。

県民の皆様に、まだ利用をご案内できるという段階ではございませんが、事業者側の準備を 始めさせていただきたいということで、会議の方にご報告申し上げます。以上です。

○ (副本部長 (くらし安全防災局長))

ありがとうございました。10月25日から開始あるいは準備に入る4つの事業についてご説明をさせていただきました。

続けさせていただきます。次の資料でございます。これはあくまでも参考という意味で、この場でご報告をさせていただくものでございます。

国の方が、技術実証、これを進めております。県内で実施される技術実証につきましては、 大規模イベント、遊園地、観光ということで記載のとおり、国の方が、事業者と調整をして、 こういったものをやるよということで、すでに公表されているものが記載されているというこ とであります。

なお、一番下、※にありますとおり、この他に、本県を含む12道府県では、飲食店の技術実証を行う店舗を選定し、いくつかの県では、すでに技術実証を行っているといった報道もございます。

本県につきましては、まだ具体な内容については定まっていないという状況でございます。 これは参考で、報告でございます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針というものがございます。これまで説明させていただいた内容、ご了解いただければという前提でございますが、対処方針につきましては、一番後ろの7ページに、11月1日からのイベントの考え方、国の考え方をそのまま載せたものでございますので、形式的な処理というふうにご理解いただければと存じます。次に、今の対処方針の中で、県の機関における取組ということで別途県の基本方針というところがございます。先ほどパワーポイントの6ページのところで、私は後ほど説明しますといったものでございますので、この部分につきまして庁内の対応、県民利用施設、それから県主催イベントの対応につきまして、まずは総務局長の方からご説明お願いいたします。

○ (総務局長)

総務局です。新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針についての改正といいますか、見直しのお話でございます。

ここまで新規感染者の減少によりまして飲食店への制限の緩和等が終わっていくというような議論がされておりますが、しかし、県といたしましては、コロナ対策として、これまで実施してきた医療提供体制の維持ですとか、協力金等の業務、これらをしっかりとまだ継続していかなければならない、また、次の感染拡大への備え等の準備も必要だということもあります。

従いまして、応援体制を今後も継続していくことが必要だというふうに考えております。お話がありましたように、県機関の取組をまとめましたこの県の基本方針につきまして、いわゆる全庁コロナシフトを継続していくという考え方で、一部修正をさせていただきたいと思っております。

主な修正点といたしましては、この通知の1ページにあります、全庁を挙げた対策の実施の中で、全庁コロナシフトを継続するということを明記いたしました。

また、2 新しい生活様式の定着に向けた取組では、(1)職員の対策として、テレワークやリモート会議等の実施、これを図っていくということとしております。また、(2)にありますように、県民利用施設に関しては、基本的な感染防止対策を徹底した上で運営していくということとしたいと思います。

次のページ、裏面でございますが、(3)は変更ございませんが、3のところに、イベント等の 実施の扱いと書いてありまして、その中身については別添資料1ということで、イベント等の 実施の扱いが、次の資料に出ております。

この部分ですが、冒頭にもありますように全庁コロナシフトの考え方というのを追記したということと、2の対応でございますが、(1) 県が主催するイベント等については、「全庁コロナ・シフト」を継続するため、原則、中止又は延期とした上で、開催する場合には、基本的な感染防止対策を徹底する旨を明記させていただいているところでございます。

また(2)の会議・研修等につきましても、同様に基本的な感染防止対策を徹底するという ことを明記させていただいております。私からの説明は以上でございます。

○ (副本部長 (くらし安全防災局長))

はい、ありがとうございました。続きまして、同じ資料の4 公立学校向け対策ということで、別添資料につきまして教育長の方からよろしくお願いいたします。

○ (教育長)

はい。別添資料2の今後の教育活動等についてです。

1の公立学校、(1)の県立学校ですが、10月25日以降も当面の間、これは基本的対策徹底期間と考えておりますが、引き続き、基本的な感染防止対策を徹底しながら対応をしていくということでございます。

高等学校、中等教育学校については、10月1日以降と同じですが、通常の教育活動は実施、ただし、朝の時差通学は継続。それから、その下の特別支援学校ですが、より慎重に対応していかなければならない子どもたちということも考えますと、時差通学と短縮授業は継続をいたします。

枠の中の児童・生徒への対応、アの基本的な対応は、これまでどおり、○マルの1つ目にあるように、感染が確認された場合は、必要な対応が終了するまでは臨時休業とする等々、記載のとおりでございます。

それからイの学習活動、ウの部活動につきましては、可能な限りリスクの低減に努めながら、 学びの継続、部活動を行う。気をつけながら実施をしていこうということでございます。

エの学校行事、修学旅行につきましては、これから 10 月、11 月、旅行の期間に入りますが、 県内や旅行先の感染状況、これを見極めて判断をしていこうと、基本的に実施をしていくとい うことでございます。

文化祭、体育祭、学校説明会等々も、秋の行事でございますが、基本的な感染防止対策、これを徹底しながら実施をすると。こうした形で対応を、この基本的対策徹底期間、行っていきたいと思っております。

それから(2)の市町村立学校でございますが、それぞれの地域の感染状況等を踏まえていただきながら、対応をとっていただくよう、市町村教育委員会に依頼をいたします。

2の県立社会教育施設における対応でございますが、これは、先ほど総務局長からご説明がありました県民利用施設全体と同じ考えに立ちまして、社会教育施設についても、基本的な感染防止対策を徹底しながら対応していくと。博物館、美術館はこれまで、事前予約制という形で行っていましたが、通常開館。図書館も、一部開館時間等を遅らせる等がありましたが、これは通常に戻すと。

ただし、フロアの面積、それから、人の間隔等を考えまして、一定の人数を超えた場合、も う少しお待ちをいただくということもあるだろう、というふうに考えております。

こうした対応につきましては、速やかに県立学校市町村教育委員会等々に通知をしたいと思っております。

教育委員会からは以上です。

○ (副本部長 (くらし安全防災局長))

はい、ありがとうございました。駆け足の説明となりましたけれども、10月25日以降、来月いっぱいを基本的対策徹底期間ということで県民の皆様事業所の皆様に対して、基本的な感染防止対策をしっかりやっていただきたいと、そういう機会にしたいと考えており、昨年12月7日から続けてまいりました、時短要請、ときには酒類の提供停止という場合もございましたが、これを11ヶ月ぶりに、マスク飲食実施店、非認証店も含めて、解除するということが大きな方向だろうと思います。

ここまで何かご質問ご意見等がありましたら、よろしくお願いいたします。

○ (副本部長 (小板橋副知事))

十分な説明があったのですが、念のため再度確認させていただきたいと思います。国の基本的対処方針のご説明をいただきました。今まで、宣言が解除された後は、8)をリバウンド防止措置期間において適用してきたわけですけれども、本日の説明で、ステージII 相当以下に安定的になったということで、8)から10)に移ったという判断のもとで、今日の整理がなされているわけでございますけれども、8)の部分ではさきほど、若干触れていましたけれども、(略)という部分があって、この部分には24条9項の話が書かれていて、それに基づいて21時だったり、20時だったり、お酒についても時間制限があるというようなことの取組がなされてきたと理解しておりますが、それが、10)になった時点において、この対処方針を見る限りにおいては、24条9項の話はどこにも書いていない。21時とか20時という話も、基本的には感染拡大の時の話がありますけれども、基本的にはないですよということになりますので、今回の、神奈川県のリバウンド防止措置期間後における県の取組については、国の対処方針の10)を遵守した形で構成されているという理解でよろしいですよね。

○ (副本部長 (くらし安全防災局長))

はい、そのとおりです。国の基本的対処方針を素直に解釈して対応させていただいたという ことになります。

○ (副本部長 (小板橋副知事))

逆に言えば、今までもずっと国の対処方針という形で、神奈川県としては法定受託事務ということで対応してきたということですから、これまでの整理を踏襲すれば、結果としてこういう整理に自動的になってくると言える、ということでよろしいでしょうか。

○ (副本部長 (くらし安全防災局長))

はい、そのとおりと考えています。

○ (副本部長 (小板橋副知事))

あともう1点、別の話の確認ですけれども、ほぼ概ね1年経ったということでしたけれども、 確かに時短要請がすごく長かったと思うのですが、もし分かれば、今回の時短要請はいつから 始まったのかという、月日が分かりますか。

○ (副本部長 (くらし安全防災局長))

はい。先ほどちょっと触れましたけれども、本県における時短要請、連続したという部分では、昨年の12月7日、当時は、横浜市、川崎市を対象に、午後10時までの営業をお願いしたいと。その時にはお酒も同じ時間でございましたが、そこからほぼ11ヶ月、ずっとまん延防止、最初のお正月の緊急事態宣言、まん延防止、それから、直前の緊急事態宣言、これの連なる中で、ずっと何らかの制限をかけていたというような状況でございます。

○ (副本部長 (小板橋副知事))

12月7日から1回も途切れることなく、ずっと時短要請が続いてきたということですね。

○(副本部長(くらし安全防災局長))

はい。この間、2回の緊急事態宣言と1回のまん延防止、長いまん延防止措置期間がございました。1度だけ空白がありましたが、そのときにもリバウンド防止期間ということで、時短の要請は24条でお願いしておりましたので、ずっと続いてきている状態が、24日まであと少しで途切れるという形になります。

○ (副本部長 (小板橋副知事))

ありがとうございました。

○ (副本部長 (くらし安全防災局長))

他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。国の基本的対処方針に則った対応という認識 でございますので、もしご意見ご質問がなければ、本部長にこのような方向で、10月25日以 降、11月30日までですけれども、対応するという方向でよろしいでしょうか。

○ (本部長 (知事))

はい。了解しました。

○ (副本部長 (くらし安全防災局長))

ありがとうございました。それでは、ただいま本部長のご了承をいただきましたので、11月30日までを基本的対策徹底期間と位置付けまして、各方面に働きかけを継続してまいります。また、各局の方には改めて、雛形をお送りしますので、所管団体の方に速やかなご連絡をお願いします。

本日の議論は以上でございますので、本日の議論を踏まえて、本部長の方から、県民事業者 の皆様にメッセージをいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○ (本部長 (知事))

はい。それではメッセージを発出したいと思います。

これまでの継続的な取組みにより、新型コロナウイルスの感染状況は大きく改善し、ステージ II の水準まで下がりました。この間の県民、事業者の皆さんのご協力に、深く感謝いたします。

こうした状況を受け、本県では、昨年12月から継続してきた、特措法に基づく時短要請など を、10月24日をもって解除します。

このように感染状況は大きく改善し、制限も緩和されますが、新型コロナウイルスが消滅したわけではありません。コロナとの共存を図りながら日常生活を取り戻し、経済活動を再開していくためには、県民、事業者の皆さんが、基本的な感染防止対策に主体的に取り組み、生活の中に定着させていくことが重要です。

そこで、10月25日から11月30日までを基本的対策徹底期間として、以下の感染防止対策 を徹底していただくようお願いします。

県民・事業者の皆さんへ。M・A・S・Kの基本的な感染防止対策を継続してください。

外食する際は、マスク飲食実施店の認証店を選び、一組4人または同居家族、2時間を目安 としてください。

今後、感染が再拡大した際には、マスク飲食実施店とそうでない店で、要請内容に差をつけることもありますので、認証申請していない店舗は、早めに申請してください。

県は今後、「かながわ Pay」アプリを通じた買い物に対して、ポイント還元を行う事業を開始するほか、商店街等が実施するプレミアム商品券発行事業を支援するなど、地域における消費を喚起する事業を進めます。また、県民限定で県内旅行の割引を行う「かながわ県民割」の再開に向けて、参加する事業者の募集を開始します。

あわせて、感染の第6波に備えて、医療提供体制の充実にも、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

今後、感染の再拡大を招かないためにも、みんなで基本的な感染防止対策を徹底していただ きたいと思います。よろしくお願いいたします。

○(副本部長(くらし安全防災局長))

はい、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の本部会議を終了させていただきます。お疲れ様でございました。